

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.128



■2020年1月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

あけまして
おめでとう
ございます



今年は子年です。子（ねずみ）は、干支の中で一番目に数えられる動物で、俗説では、神様が十二支の動物を決める際、一番最初に着いたのが

「ねずみ」であったからと言われてます。

ねずみは「ねずみ算」という言葉があるほど、子どもをどんどん産んで数を増やしていくことから「子孫繁栄」の象徴でもあります。

また、株式市場にも「子年は繁栄」という格言があり、株価が上昇する傾向にあると言われてます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックによる経済効果を考えると、その格言もあながち間違いではなさそうですが、今年は地方にとっても景気回復となってほしいものです。

景気回復と言えば昨年11月の読売新聞に「製造業 国内回帰の道」という見出しで、日本を訪れた観光客の間で化粧品や日用品の「メイドインジャパン」品質の評価が高まっており、日本企業が国内の「安心・安全で品質の良い商品を届ける生産拠点」を相次いで新設しているという記事がありました。海外生産よりはコスト増になりますが、それに見合う収益を上げられるとの事でした。

幸い当地方では八甲田山系の大自然から湧き出る綺麗な水が豊富にあります。これを売りにして、企業誘致を働きかけたらどうかと思います。このように、より良い商品を生産する企業を地方に誘致すれば大都市圏に出ていった人々の「ふるさと回帰」の現象も期待されるのではないかと思いますこの頃です。

今年も地域経済の活性化が図れ、景気回復となるよう税制面から要望して参りたいと思いますので会員企業の皆様のご協力をお願い致します。

当法人会の会員企業にとりましても良き年でありますようお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- 令和2年度税制改正提言……………3
- 第33回法人会全国青年の集い 大分大会……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………4
- 十和田税務署だより……………5
- 表彰……………6
- 税を考える週間……………6
- 本部・支部だより……………7
- 青年部会だより……………8
- 女性部会だより……………8
- スケジュール……………8



■ 白鳥

カモ科の7種の水鳥の総称で、シベリアやオホーツク海沿岸で繁殖し、冬季は温暖な日本などへの渡りをおこない越冬する大型の渡り鳥。現生の空を飛ぶ鳥の中では最大級の重量を有している。

令和2年度税制改正提言 抜本的な税制改革を要望

令和2年度 税制改正に関するスローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！！

十和田市にも税制改革を要望

全法連で決議された提言を昨年11月に上十三法人会正副会長・各委員長が同席し、十和田市長、市議会議長にその実現のために要望して参りました。

提言は日本経済の現状は景気減速懸念が強まっており、米中通商摩擦の本格化や円安・株高をもたらした異次元の大規模金融緩和策の手詰まり感など、厳しい局面に入ってきました。成長戦略の中核を担う規制改革も中途半端で、崩れてしまいました。国家的課題である財政健全化は消費税の2度の引き上げ延期で基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化の達成が大幅に先送りされており、政府の税財政運営に厳しい批判を加えております。

また、我が国経済を取り巻く環境は米中摩擦の深刻化などの影響は中小企業にも及ぶこととなり、これに対応できる経済財政構造を構築し、「令和」の新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で臨むよう提言をしております。



第33回 法人会全国青年の集い 大分大会

2019年11月7日(木)・8日(金)
青年部 副部会長 田中 泰朗

今年の全国青年の集いは、全国から約2,500名が大分県大分市に一堂に会し、当会青年部からも6名が参加しました。『湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー～「豊の国おおいた」からの第一歩～』のスローガンのもと開催されたこの大会はまさにこんこんとわき出る温泉のような熱きパワーを参加メンバーに感じさせ、今後の法人会活動を発展させていくのに相応しい大会と実感いたしました。

全国青年の集いの記念講演として、ファッションモデルでテレビやラジオ・雑誌など様々な分野で幅広く活躍されているアンミカ氏が、『ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動かす』と題して講演さ

れました。

その後、大懇親会ではご当地大分県産牛のステーキ、豊後水道お造り盛り合わせ、団子汁など大分県のメンバーの心意気やおもてなしなど私たち6人を満足させ、全国の会員と交流を深めることができました。



税理士からの

ひとことアドバイス



消費税率引上げに伴う 納税資金にはご注意を！

大久保輝彦税理士事務所

税理士 大久保 輝 彦 氏

新年明けましておめでとうございます。皆様健やかに佳き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月1日より消費税率が10%【消費税(国税)7.8%】【地方消費税(地方税)2.2%(=消費税(国税)の22/78)】に上げられました。今回は消費税率引上げに伴う改定直後(令和元年10月1日開始事業年度)の中間申告額及び確定申告額への影響についてご説明いたします。なお説明及び下記例示の前提としまして、軽減税率は考慮せず決算内容は毎期同様と仮定し、中間申告は税務署から中間申告書及び納付書が送付される予定申告方式を前提としています。

はじめに中間申告額への影響ですが、消費税(国税)の中間申告額は直前の課税期間の消費税(国税)の年税額を基準に計算しますので税率引上げ前の消費税8%【消費税(国税)6.3%】【地方消費税(地方税)1.7%(=消費税(国税)の17/63)】の中間申告と同様の計算となります。しかし地方消費税(地方税)は消費税(国税)の中間申告額に改正後の22/78を乗じて計算するため増額となります。次に、確定申告額への影響ですが確定申告額は改正後の消費税で計算されますので、改正後の税率10%と改正前の税率8%との差額が確定申告時に増額となりますので、納税資金には注意が必要となります。

(例) 9月決算法人で中間申告が年1回の場合

平成30年/9月期 年税額80万円(消費税63万円、地方消費税17万円)

令和元年/5月末 中間申告(税率引上げ前)

消 費 税 63万円×6/12=31.5万円

地方消費税 31.5万円×17/63=8.5万円

合計40万円

令和元年/9月期 確定申告(税率引上げ前)

年 税 額 80万円(消費税63万円、地方消費税17万円)

消 費 税 63万円-中間申告31.5万円=31.5万円

地方消費税 17万円-中間申告8.5万円=8.5万円

合計40万円

令和2年/5月末 中間申告(税率引上げ後)

消 費 税 63万円×6/12=31.5万円

地方消費税 31.5万円×22/78(改正後の税率が適用) = 約9万円

合計 約40.5万円

令和2年/9月期 確定申告(税率引上げ後)

年 税 額 100万円(=令和元年/9月期 年税額 80万円×1.25(消費税8%から10%への上昇割合)(消費税78万円、地方消費税22万円))

消 費 税 78万円-中間申告31.5万円=46.5万円

地方消費税 22万円-中間申告約9万円=約13万円

合計約60万円

以上のように改定直後の中間申告額及び確定申告額が増加しますので、計画的な納税資金の準備をお勧めいたします。

十和田税務署だより

源泉所得税の改正について

平成30年度の税制改正により、給与所得控除、基礎控除及び各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。(令和2年1月1日以後適用)

●令和2年1月1日以後適用される主なもの

1 給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
 - (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。
- (注) 1 一定の要件を満たす居住者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました。
2 これらの改正に伴い、令和2年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

2 基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
 - (2) 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。
- (注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		－

3 上記1～2の改正に伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。

この改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下(現行：38万円以下)に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下(現行：85万円以下)に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下(現行：38万円超123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下(現行：65万円以下)に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(現行：65万円)に引き下げられました。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)又は十和田税務署へ(☎0176-23-3151)

表彰

受賞おめでとうございます

11月11日(月)：サン・ロイヤルとわだ

十和田税務署の令和元年度納税表彰式が、来賓多数の出席のもと開催され、申告納税制度の定着・発展と納税意識の高揚に多大な貢献をされた方々に後藤税務署長より、表彰状が手渡されました。



財務大臣表彰

白山 春男 氏 一般社団法人青森県法人会連合会副会長
公益社団法人上十三法人会 会長

仙台国税局長表彰

川守田光男 氏 一般社団法人青森県法人会連合会理事
公益社団法人上十三法人会 副会長

十和田税務署長表彰

黒澤憲一郎 氏 十和田税務署管内青色申告会連合会 理事
下久保淳一 氏 公益社団法人上十三法人会 理事
四橋 弘泰 氏 公益社団法人上十三法人会 理事

税を考える週間(1)

まんが税金展

令和元年度 優秀受賞者

十和田租税教育推進協議会長賞
十和田市立南小学校 6年 清水目寧々 さん

上十三税務団体連絡協議会長賞
十和田市立藤坂小学校 6年 下山 陽和 さん

十和田税務署長賞
十和田市立三本木小学校 6年 大下内悠奈 さん

公益社団法人上十三法人会長賞
おいらせ町立木ノ下小学校 6年 伊藤 紗月 さん

十和田商工会議所会頭賞
おいらせ町立木ノ下小学校 6年 澤村陽菜里 さん

上十三地区商工会連絡協議会長賞
おいらせ町立木ノ下小学校 6年 木村あみな さん

- 十和田税務署管内青色申告会連合会会長賞
十和田市立東小学校 5年 田中 佑磨 さん
- 上十三地区間税会会長賞
十和田市立藤坂小学校 5年 小山田沙良 さん
- 東北税理士会十和田市部長賞
十和田市立南小学校 4年 吉田 瑠那 さん
- 十和田小売酒販組合理事長賞
七戸町立城南小学校 3年 高田 和葉 さん
- 二北酒造連絡会会長賞
三沢市立岡三沢小学校 2年 大沼 柚帆 さん
- 青森県たばこ販売協同組合十和田支部長賞
十和田市立南小学校 1年 金淵 瑛士 さん

令和元年度 特選受賞者

- 七戸町立七戸小学校 6年 山崎 珠奈 さん
- 十和田市立北園小学校 6年 中尾 大志 さん
- 十和田市立三本木小学校 6年 下山 夏歩 さん
- 十和田市立藤坂小学校 5年 石田 美桜 さん
- 三沢市立岡三沢小学校 4年 大沼 歩叶 さん
- 六戸町立六戸小学校 3年 鳥越 真 さん

令和元年度 佳作受賞者

- 六戸町立六戸小学校 6年 木村 菜希 さん
- 十和田市立藤坂小学校 6年 長谷川朱羽 さん

十和田市立南小学校	6年	下山アンナさん
十和田市立三本木小学校	6年	工藤あさ美さん
おいらせ町立木ノ下小学校	6年	草野 三咲さん
おいらせ町立木ノ下小学校	6年	昆 陽日さん
七戸町立城南小学校	5年	高田 志道さん
十和田市立三本木小学校	5年	志田 駿人さん
六戸町立六戸小学校	4年	鳥越 和さん
十和田市立松陽小学校	3年	野々宮こころさん
十和田市立東小学校	2年	苔米地結那さん
三沢市立三沢小学校	1年	種市 楓花さん

税を考える週間(2)

税についての作文

令和元年度受賞者 中学生の部

・一般社団法人青森県法人会連合会会長賞

「税金と僕たちの暮らし」
三沢市立第二中学校
2年 河村 賢伸さん



令和元年度受賞者 高校生の部

・十和田税務署長賞

「税の意義」
県立三本木高等学校
2年 葛西 優華さん



「納めよう、税。」
県立三本木高等学校
2年 小田 怜奈さん

「今後の税金との向き合い方」
県立野辺地高等学校
3年 楠 瑞穂さん



本部・支部だより

◆本部

- 11月5日(火) 令和2年度税制改正に関する提言の要望活動 (青森県庁)
- 11月13日(水) 令和2年度税制改正に関する提言の要望活動 (衆議院第二議員会館)
- 11月21日(木) 六県連法人会連合会 令和元年度運営協議会 (仙台市 江陽グランドホテル)
- 11月26日(火) 令和2年度税制改正に関する提言の要望活動 (十和田市役所)
- 11月27日(水) 厚生委員会 (十和田富士屋ホテル)
- 12月4日(水) 理事会及び福利厚生制度連絡協議会 (ホテルグランヒルつたや)
- 12月12日(木) 経営セミナー 「民法・債権法企業の対応策」 講師 行政書士大森法務事務所 代表 大森 靖之 氏 共催/青年部会 (サン・ロイヤルとわだ)

◆三沢支部

- 11月9日(土) 公園内の落葉收拾
- 11月28日(木) 消費税増税・軽減税率制度関連対策セミナー

◆六ヶ所村支部

- 11月20日(水) 環境科学関連講演会

◆おいらせ町支部

- 11月20日(水)・21日(木) 技能講習会

◆野辺地町支部

- 12月～1月 イルミネーション事業

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

青年部会だより

- 11月7日(木)・8日(金) _____
全国青年の集い 大分大会
- 11月11日(月) _____
税のまんがカレンダー展示会場 準備
(イオンスーパーセンター十和田)
- 11月18日(月) _____
税のまんがカレンダー展示会場 撤去
(イオンスーパーセンター十和田)
- 11月29日(金) _____
租税教室 (おいらせ町立木内々小学校)
- 12月3日(火) _____
租税教室 (十和田市立北園小学校)
ボウリング大会及び懇親会
- 12月9日(月) _____
役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 12月11日(水) _____
租税教室 (三沢市立三沢小学校)
- 12月12日(木) _____
経営セミナー (主催/上十三法人会)
- 12月18日(水) _____
租税教室 (十和田市立ちとせ小学校)
- 12月20日(金) _____
租税教室 (七戸町立七戸小学校)

女性部会だより

- 11月19日(火) _____
セミナー
「目と脳を元気にする大人のビジョントレーニング」
忘年会 (十和田倶楽部)
- 12月より _____
税に関する絵はがき募集依頼を開始
- 12月11日(水) _____
租税教室 (東北町立甲地小学校)
- 12月16日(月) _____
租税教室 (十和田市立沢田小学校)
- 12月20日(金) _____
租税教室 (十和田市立洞内小学校)

1月スケジュール

- 15日(水) _____
租税教室 (十和田市立法奥小学校)
- 21日(火) _____
新春講演会 (おいらせ町支部)
- 22日(水) _____
租税教室 (十和田市立南小学校)
新春講演会 (六戸町支部)
- 23日(木) _____
新春講演会 (十和田湖支部)
- 24日(金) _____
租税教室 (七戸町立天間林小学校)
- 27日(月) _____
決算期別法人説明会 <1月～4月決算法人対象>
(十和田奥入瀬合同庁舎共用会議室 1階)
- 28日(火) _____
決算期別法人説明会 <1月～4月決算法人対象>
(三沢市総合社会福祉センター)
租税教室 (おいらせ町立甲洋小学校)

2月スケジュール

- 3日(月) _____
新春講演会 (サン・ロイヤルとわだ)
「出会いの人生から学んだこと」
講師 弁護士 菊地 幸夫 氏
(共催/十和田支部)
- 4日(火) _____
租税教室 (十和田市立東小学校)
- 7日(金) _____
租税教室 (十和田市立四和小学校)
- 14日(金) _____
租税教室 (六戸町立開知小学校)
租税教室 (十和田市立三本木小学校)

消費税期限内納付 推進運動 実施中!



消費税の
期限内納付を
忘れずに。

● 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

● 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

